

千葉市図書館電子書籍サービス要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市図書館資料収集方針に基づき収集した電子資料を提供するサービス（以下「電子書籍サービス」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(電子書籍サービスの提供方法)

第2条 電子書籍サービスは、本市が契約する事業者（以下「契約事業者」という。）が構築する電子書籍配信サービスをスマートフォン、タブレット、パソコン等の電子機器により電子書籍として提供する。

2 千葉市図書館は電子書籍サービスの利用者にID及びパスワードを交付するとともに、契約事業者へ提供する。

(電子書籍サービスの範囲)

第3条 電子書籍サービスは、本市が選定した電子書籍の貸出しを行う。

(利用者)

第4条 電子書籍サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、千葉市図書館が発行する利用カード（以下「利用カード」という。）番号の交付を受けた以下のものとする。

- (1) 個人は市内在住、在勤、在学者とする。
- (2) 団体は、市内に所在する学校や幼稚園等とする。

2 利用カードが失効している者又は未交付の者は、千葉市図書館管理規則（昭和47年教委規則第7号）第9条第1項及び第2項に基づき、利用カードの交付申請をし、利用カード番号の交付を受けなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第5条 電子書籍サービス利用のためのID及びパスワードの取り扱いについては、各号のとおりとする。

- (1) ID及びパスワードは、利用カード1枚につき1つとする。
- (2) 利用者は、ID及びパスワードを他人に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 利用者は、ID及びパスワードを紛失又は不明とした場合は速やかに千葉市図書館に連絡しなければならない。
- (4) 利用カードの再発行等によるIDの変更の際は、前IDの情報（貸出、予約）は引き継がれない。
- (5) 利用者の故意又は過失によりID及びパスワードが利用者以外に使用され、損害が生じた場合、利用者がその責めを負う。

(電子書籍の利用方法)

第6条 電子書籍の利用はインターネット等の通信回線を通じて行うものとする。

(通信料金の負担)

第7条 電子書籍サービスへ接続する際に発生する通信料については、全て利用者負担と

する。

(電子書籍の貸出)

第8条 電子書籍の貸出、貸出期間の延長に係る点数及び期間は、当面の間、次の表のとおりとする。

内容	点数	期間
第3条で定める貸出	2点以内	2週間以内
貸出期間の延長	なし	なし

(電子書籍の返却)

第9条 貸出された電子書籍はその貸出期間が満了したときは、自動で返却されるものとする。

(電子書籍の予約、リクエスト)

第10条 電子書籍の予約は2点以内とする。取置期間は貸出が可能になった日の翌日から7日間とする。

- 2 電子書籍のリクエストは、受け付けない。
- 3 電子書籍の予約確保の連絡は、行わない。

(予約の取消し)

第11条 前条1項の規定による期間を超過しても予約した電子書籍の利用がない場合、当該予約を取り消したものとみなす。

(著作権法に関する禁止行為等)

第12条 何人も電子書籍サービスで提供される電子書籍を複製してはならない。

- 2 著作権法上の許諾が必要な電子書籍を学校等で使用する場合は、使用する日の1週間以上前に、使用する電子書籍、目的及び方法を千葉市図書館が指定する方法により中央図書館に届けなければならない。

(業務の休止)

第13条 電子書籍の利用に係わる保守点検等、中央図書館長が必要と認めた場合には、電子書籍サービス業務の全部または一部を休止することができる。

(利用の停止)

第14条 利用者が次の号のいずれかに該当する場合は、利用者の電子書籍サービスの利用を停止することができる。

- (1) 不正な手続により電子書籍を利用したとき。
- (2) 電子書籍の利用に係る設備又はデータを損傷したとき。
- (3) 利用者ID及びパスワードを他人に漏らし、本市に損害を与えたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、電子書籍の利用が適当でないと中央図書館長が認めるとき。

(賠償責任)

第15条 電子書籍サービスで提供された電子書籍の貸出及び閲覧などの行為により生じ

た損害については、当該行為を行った者が賠償する責任を負うものとし、千葉市図書館は一切その責任を負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

1 この要綱は令和3年7月30日から施行する。